

○総務省令第八十七号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月十日

総務大臣 新藤 義孝

電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令
（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。
様式第四を次のように改める。

様式第4（第4条第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類	提供する役務
1 加入電話	

2		総合デジタル通信サービス（中継電話又は公衆電話であるものと及び国際総合デジタル通信サービスを除く。）
3		中継電話（国際電話等であるものを除く。）
4		国際電話
		国際総合デジタル通信サービス
5		公衆電話
6		三・九世代移動通信システムを使用するもの
		三・九世代移動通信システムを使用するもの以外のもの
7		PHS
8		当該 I P 電話の提供のために電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 1 号又は第 10 条第 1 項第 2 号に規定する電気通信番号を使用するもの

	当該 I P 電話の提供のために電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 1 号又は第 10 条第 1 項第 2 号に規定する電気通信番号を使用するもの以外のもの		
9	衛星移動通信サービス		
10	F M C サービス		
11	インターネット接続サービス		
12	F T T H アクセスサービス	共同住宅等内に V D S L 設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの	
		共同住宅等内に V D S L 設備その他の電気通信設備を用いるもの	
13	D S L アクセスサービス		
14	F W A アクセスサービス		

15	CATVアクセスサービス	
16	携帯電話・PHSアクセスサービス	
17	三・九世代携帯電話アクセスサービス	
18	フレームリレーサービス	
19	ATM交換サービス	
20	公衆無線LANアクセスサービス	
21	BWAアクセスサービス	
22	IP-VPNサービス	
23	広域イーサネットサービス	
24	衛星アクセスサービス	
25	専用役務	国内電気通信役務であるもの
		国際電気通信役務であるもの
26	上記1から25までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サー	

ベース		
27	インターネット関連サービス（IP電話を除く。）	
28	仮想移動電気通信 携帯電話に係るもの	
	PHSに係るもの	
	BWAアクセスサービスに係るもの	
29	電報 受付及び配達の業務を行う場合 受付及び配達の業務を行わない場合	
30	上記1から29までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

注1 提供する電気通信役務の種類について、右の欄に「○」を記入すること。ただし、2及び5に該当する場合は、この限りでない。

2 単純再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合は「卸」と記入すること。ただし、上記28に該当する場合は、この限りでない。

3 FMCサービスとは利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備を介して提

- 供する電気通信役務を、フレームリレーサービスとはフレームリレー方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務を、ATM交換サービスとはATM方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務を、衛星アクセスサービスとは端末系伝送路設備として人工衛星を用いて提供されるものであつて、インターネットへの接続点までの通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）をいう。
- 4 3に定めるもののほか、電気通信役務の種類については、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」という。）第1条第2項に定めるところによること。
- 5 FMCサービスを提供する場合は、FMCサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「FMCサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（1、2、6、7、8又は28に限る。）により記入すること。
- 6 「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（6、7、16、17又は21に限る。）に該当する仮想移動電気通信サービスについては、上記28のみに「○」をすること。

7 「インターネット関連サービス（IP電話を除く。）」のみ、「上記1から29までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」のみ又はこれらのみを提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。

8 電報の事業については、法附則第5条の規定及び電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）による改正前の電気通信事業法の規定が適用されることに留意すること。

9 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第二条 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 仮想移動電気通信サービス 移動端末設備（携帯電話、PHS端末又は無線設備規則第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備に限る。以下この号において

同じ。)を用いて利用される電気通信役務であつて、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの(当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。)をいう。

第二条第一項の表中

I P V P N サービス	自ら設定したネットワークを用いて仮想閉域網を設定する電気通信事業者	様式第十五
広域イーサネットサービス	網を設定する電気通信事業者	

を

I P V P N サービス	自ら設定したネットワークを用いて仮想閉域網を設定する電気通信事業者	様式第十五
広域イーサネットサービス	仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者(携帯電話、PHS又はBWAアクセスサービスに係る基地局を設置していない電気通信事業者であつて、毎四半期末における	様式第十五の二
仮想移動電気通信サービス	仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者(携帯電話、PHS又はBWAアクセスサービスに係る基地局を設置していない電気通信事業者であつて、毎四半期末における	

に

改める。

様式第三を次のように改める。

様式第 3 (第 2 条第 1 項関係)

第 1 表

る仮想移動電気通信サービス（当該基地局を設置している電気通信事業者の電気通信回線設備と接続し、又は当該電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の契約数が三万未満であるものを除く。）

電気通信役務契約等状況報告

都道府県別契約数

年 月 日現在

サービスの種類

事業者名

都道府県	契約数
合計	
参考事項	

注1 携帯電話、三・九世代移动通信システムを使用する携帯電話（携帯電話の内数とする。）及びPHSごとに別葉とすること。

2 一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。

- 3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者が最終利用者に付与している電気通信番号の数を自らの契約数として含めること。なお、当該電気通信事業者の契約数を、当該電気通信事業者の各契約者の住所に基づき都道府県別に把握できる場合には、当該都道府県ごとに自らの契約数として含めること。おつて、当該契約が電気通信番号を付与しないサービスの場合には、回線数を自らの契約数として含めること。
- 4 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、注3中段に基づき当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めているもの及びそうでないものごとに、「参考事項」の項に当該事業者の数及び契約数の合計数をそれぞれ記載すること。
- 5 二の契約を一のSIMカード（携帯電話端末等からの電気通信役務を提供する電気通信事業者との間で当該役務の提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体）により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数のうち一方の合計数を記載すること。
- 6 プリペイドにより提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数の

合計数を記載すること。

7 注4から注6までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。

9 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。

10 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第2表

電気通信役務契約等状況報告			
契約数等			
年	月	日	現在
サービスの種類 _____			
事業者名 _____			

報告事項		契約数等
契約数	継続に係るM V N O	()
	M N OであるM V N O	
	契約数が3万以上であるM V N O	
事業者数	継続に係るM V N O	()
	M N OであるM V N O	
	契約数が3万以上であるM V N O	
事業者名	契約数が3万未満であるM V N O	
参考事項		

注1 自ら提供する携帯電話又はPHSに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業

- 者（以下本表において「MVNO」という。）がある場合に記載することとし、携帯電話（三・九世代移動通信システムを使用する携帯電話を含む。）及びPHSごとに別葉とすること。
- 2 「契約数」の項には、自ら提供する携帯電話又はPHSに係る契約数のうち仮想移動電気通信サービスに係るものの合計数を記載すること。また、一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として記載すること。
 - 3 契約数のうち、「接続に係るMVNO」の項については、自らの電気通信回線設備をMVNOの電気通信設備と接続することにより提供されるものの合計数を記載すること。
 - 4 契約数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、携帯電話、PHS又はBWAアクセスサービスに係る基地局を設置している電気通信事業者（以下本表において「MNO」という。）により提供されている場合には、その契約数の合計数を記載すること。
 - 5 「事業者数」の項には、自ら提供する携帯電話又はPHSに係るMVNOの合計数を記載すること。
 - 6 事業者数のうち、「接続に係るMVNO」の項については、仮想移動電気通信サービスの提

供に当たり、自らの電気通信回線設備と電気通信設備を接続しているMVNOの合計数を記載すること。

7 事業者数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、MNOにより仮想移動電気通信サービスが提供されている場合には、当該MNOであるMVNOの合計数を記載すること。

8 括弧内には、契約数又は事業者数のうち、三・九世代移动通信システムを使用する携帯電話に係るものの合計数を記載すること。

9 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

10 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第十一から様式第十三までを次のように改める。

様式第十一（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告

契約数

年 月 日現在

サービスの種類 携帯電話・PHSアクセスサービス

事業者名 _____

契 約 数	
	提供する回線において、音声伝送業務が提供されていないもの
参 考 事 項	

注1 一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。

2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者

の契約数を自らの契約数として含めること。

3 自ら提供する携帯電話・PHSアクセスサービスに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者がある場合には、「参考事項」の項に当該電気通信事業者の数及び契約数（自ら提供する携帯電話・PHSアクセスサービスに係るものに限る。）の合計数をそれぞれ記載すること。

4 通信モジュール向けに提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。

5 定額制料金により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。

6 注3から注5までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第12（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告

都道府県別契約数

年 月 日現在

サービスの種類 三・九世代携帯電話アクセスサービス(再掲)

事業者名 _____

	契 約 数
都 道 府 県	提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの
合 計	

参 考 事 項	

注1 一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。

2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。なお、当該電気通信事業者の契約数を、当該電気通信事業者の各契約者の住所に基づき都道府県別に把握できる場合には、当該都道府県ごとに自らの契約数として含めること。

3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、注2後段に基づき当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めているもの及びそうでないものごとに、

「参考事項」の項に当該事業者の数及び契約数の合計数をそれぞれ記載すること（「提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの」に係る契約数は記載不要。）。

- 4 自ら提供する三・九世代携帯電話アクセスサービスに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者がある場合には、「参考事項」の項に当該電気通信事業者の数及び契約数（自ら提供する三・九世代携帯電話アクセスサービスに係るものに限る。）の合計数をそれぞれ記載すること。
- 5 注3及び注4に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 6 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 7 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第13（第2条第1項関係）

第1表

電気通信役務契約等状況報告

都道府県別契約数

年 月 日現在

サービスの種類 BWAアクセスサービス

事業者名

都道府県	契約数
合計	
参考事項	

注1 契約数には、継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービス（プリペイ

ドカードにより課金を行うサービスを含む。）の契約者は含めないものとする。

- 2 一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。
- 3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。なお、当該電気通信事業者の契約数を、当該電気通信事業者の各契約者の住所に基づき都道府県別に把握できる場合には、当該都道府県ごとに自らの契約数として含めること。
- 4 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、注3後段に基づき当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めているもの及びそうでないものごとに、「参考事項」の項に当該事業者の数及び契約数の合計数をそれぞれ記載すること。
- 5 通信モジュールにより提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。
- 6 定額制料金により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。

- 7 注4から注6までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 9 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 10 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第2表

電気通信役務契約等状況報告	
契約数等	
	年 月 日現在
<u>サービスの種類</u> BWAアクセスサービス	
<u>事業者名</u>	
報告事項	契約数等

契 約 数		
接 続 に 係 る M V N O		
M N O で あ る M V N O		
契 約 数 が 3 万 以 上 で あ る M V N O		
事 業 者 数		
接 続 に 係 る M V N O		
M N O で あ る M V N O		
契 約 数 が 3 万 以 上 で あ る M V N O		
契 約 数 が 3 万 未 満 で あ る M V N O		
参 考 事 項		

注 1 自ら提供するBWAアクセスサービスに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信

事業者（以下本表において「MVNO」という。）がある場合に記載すること。

- 2 「契約数」の項には、自ら提供するBWAアクセスサービスに係る契約数のうち仮想移動電気通信サービスに係るものの合計数を記載すること。また、継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービス（プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。）の契約数は含めないものとするとともに、一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として記載すること。
- 3 契約数のうち、「接続に係るMVNO」の項については、自らの電気通信回線設備をMVNOの電気通信設備と接続することにより提供されるものの合計数を記載すること。
- 4 契約数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、携帯電話、PHS又はBWAアクセスサービスに係る基地局を設置している電気通信事業者（以下本表において「MNO」という。）により提供されている場合には、その契約数の合計数を記載すること。
- 5 「事業者数」の項には、自ら提供するBWAアクセスサービスに係るMVNOの合計数を記載すること。
- 6 事業者数のうち、「接続に係るMVNO」の項については、仮想移動電気通信サービスの提

供に当たり、自らの電気通信回線設備と電気通信設備を接続しているMVNOの合計数を記載すること。

7 事業者数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、MNOにより仮想移動電気通信サービスが提供されている場合には、当該MNOであるMVNOの合計数を記載すること。

8 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

9 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第十五の次に次のように加える。

様式第十五の2 (第2条第1項関係)

<p>電気通信役務契約等状況報告</p> <p>契約数等</p> <p>年 月 日現在</p> <p>サービスの種類 <u>仮想移動電気通信サービス</u></p> <p>事業者名 _____</p>
--

種 別	事 業 者 名	契 約 数
携 帯 電 話 に 係 る も の		
P H S に 係 る も の		
BWAアクセスサービスに係るもの		
参 考 事 項		

注 1 「事業者名」の欄には、左欄に掲げる種別に係る仮想移動電気通信サービスの提供に当たり、自らの電気通信設備と電気通信回線設備を接続し、又は卸電気通信役務の提供を受けている電気通信事業者の名称を記載すること。

2 「契約数」の欄には、左欄に掲げる種別ごとの合計数を記載すること。また、一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として記載すること。

3 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）の規定は、報告期限が平成二十五年十月一日以降である報告から適用する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に新報告規則第一条第二項第十七号に規定する仮想移動電気通信サービスを提供している者は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則様式第四による書類を遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。